

岩手県告示第 873 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 12 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 一関北上線
 - (2) 供用開始の区間 奥州市江刺区稲瀬字宝録 212 番 5 地先から 258 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 12 月 26 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 1 月 26 日まで
- 2 (1) 路線名 栗駒衣川線
 - (2) 供用開始の区間 奥州市衣川区餅転 11 番 3 地先から 35 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 12 月 29 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 1 月 26 日まで
- 3 (1) 路線名 佐倉河真城線
 - (2) 供用開始の区間 奥州市水沢区佐倉河字嶋館 1 番 4 地先から多賀 140 番 5 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 12 月 26 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 12 月 26 日から平成 21 年 1 月 26 日まで